

# 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準（案）について

平成 26 年 6 月  
教育総務部 教育財務課

## 1 趣旨

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が成立しました。

この法律に基づき、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートする予定となっています。

新制度では、子どもの教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図ることとなっており、新たに施設や事業の設備及び運営に関する基準については、国の定める基準を踏まえ、自治体ごとに条例で定めることとなりました。

川越市では、新制度の実施に向けた事業の設備及び運営に関する基準の整備の 1 つとして、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の策定に向けて検討を進めています。

この基準は、「(仮称)川越市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「(仮称)川越市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」として制定の予定です。

※ 放課後児童健全育成事業とは、児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るもので、川越市では「学童保育」として実施しています。

## 2 内容

条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるべきもの（従うべき基準）と、厚生労働省令で定める基準を参酌して定めるべきもの（参酌すべき基準）が規定されています。

### 定義

類型	類型の説明
従うべき基準	<u>国が定めた基準に必ず適合しなければならない基準</u> 。当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない。
参酌すべき基準	地方自治体が <u>十分参酌</u> した結果であれば、地域の実情に応じて、 <u>異なる内容を定めることが許容されるもの</u> 。

市では、厚生労働省令で定められた基準について、市独自の基準が必要であるかを検討しました。

その検討の結果、厚生労働省令で定められた基準を上回る内容または異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないことから、基準（案）においては、児童の集団の規模に係る規定を除き、厚生労働省令に定める基準と同様の内容となっています。

## 3 施行期日

子ども・子育て支援法の施行の日（平成28年4月1日までの間において政令で定める日）

## 4 その他

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」については、条例において規定することを予定していますが、内容により規則において規定する場合があります。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案)の概要

項目	国の基準	市の基準	考え方
従うべき基準	<p>次のいずれかに該当し、都道府県知事が行う研修を修了したもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士の資格を有する者</li> <li>・社会福祉士の資格を有する者</li> <li>・高卒等の者であって、2年以上児童福祉事業に従事した者、または2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者</li> <li>・教員免許を有する者</li> <li>・大学・大学院で社会福祉学、心理学等の課程を修め卒業した者、または大学院への入学が認められた者</li> <li>・地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</li> </ul> <p>※詳細については、厚生労働省令第10条第3項に規定されています。</p>	国の基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、地域の特性はないことから、国の基準のとおりとする。
	<p>放課後児童支援員は2人以上配置し、うち1人以上は有資格者とする。 ※利用者が20人未満の小規模クラブについては、併設する施設の職員等の兼務が可能な場合には、1人でも可とする(この場合の専任の職員は有資格者であること)。</p>		

項目		国の基準	市の基準	考え方
参酌すべき基準	施設・設備	遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用区画を設け、専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上とする。	国の基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、地域の特性はないことから、国の基準のとおりとする。
	児童の集団の規模	おおむね40人以下とする。	おおむね40人以下とする。  ※おおむね40人を超える場合は、複数の集団に分けて対応するよう努めるものとする。	国の「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書」の中で、「児童数がおおむね40人を超えるクラブについては、複数のクラブに分割して運営することや、1つのクラブの中で複数の集団に分けて対応するよう努めることとする」と提言されており、施設の状態や出席率等を考慮しながら弾力的に受け入れを行う。
	開所時間	小学校の授業のある日については1日3時間以上、小学校休業日については1日8時間以上を原則とする。	国の基準のとおり	本市の実情に、国の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、地域の特性はないことから、国の基準のとおりとする。
	開所日数	1年につき250日以上を原則とする。		
その他	放課後児童健全育成事業者と非常災害対策、虐待等の禁止、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応等について			